

用語の説明

1. 「世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まりを1つの世帯という（ここでいう「生計」とは、日常生活を営むための収入と支出をいう）。
一般の住宅などの場合
一戸建て・長屋建ての家やアパート・マンションなどに住んでいる人については、次のように世帯を決める。
 - (1) 一般の家庭の場合
→ 1つの世帯とする。ただし、単身で住み込みの雇人は、雇主と生計を共にしている時は、雇主の世帯に含め、生計を別にしていない時は、別の世帯とする。
 - (2) 二世帯家族が1つの家に住んでいる場合
→ 家族全員が生計を共にしている時は、1つの世帯とする。ただし、親と子ども夫婦とが生計を別にしていない時は、それぞれを1つの世帯とする。
 - (3) アパートやマンションなどの場合
→ 各戸ごとに1つの世帯とする。ただし、兄弟、友人等で、同居（同室）していても生計が別の場合は、それぞれを1つの世帯とする。
 - (4) 単身で間借りや下宿している人がいる場合
→ 家主の世帯とは別に、1人1人を1つの世帯とする。ただし、夫婦など家族で間借りや下宿している時は、その家族ごとに一つの世帯とする。
2. 「同居」とは、18歳未満の子どものいる世帯の世帯員であること。
3. 「別居」とは、単身赴任や出稼ぎ等により、その世帯にはいないが、日常生活上の経済関係がある場合をいう。
4. 「就職」とは、収入を伴う仕事に従事している場合をいう。
5. 「つどいの広場」とは、公共施設内のスペース、公民館、学校の余裕教室などを利用し、子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる場所をいう。
6. 「育児支援家庭訪問事業」とは、①出産後間もない時期に子育てOB（経験者）やヘルパー等の家庭訪問による育児、家事の援助②問題を抱えている家庭に対し、保健師、助産師、保育士等による育児相談や指導を行う事業をいう。
7. 「乳幼児健康支援一時預かり事業」とは、病気回復期の乳幼児を保育所、病院等の空き部屋又は、派遣された保育士等が自宅で一時的に預かる事業や保護者の入院等により、緊急・一時的に保育士等を自宅に派遣し保育を行う事業をいう。
8. 「地域子育て支援センター」とは、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援・育児講座などの様々な事業を行う場所をいう。
9. 「放課後児童クラブ」とは、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童館、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与える事業をいう。
10. 「ファミリーサポートセンター」とは、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、育児の助け合いを行う事業をいう。
11. 「子育てNPO」とは、子育てに関する支援を行う民間の非営利団体をいう。
12. 「母親クラブ」とは、子どもの健全育成を図るため、母親の親睦、母と子のレクリエーション活動、家庭におけるしつけに関する研修会の開催等を行う母親の団体をいう。
13. 「子ども会育成会」とは、子ども会の活動を援助することを目的として組織された親の会をいう。